

熊本県公報

第 1 2 3 9 8 号
平成 27 年 3 月 6 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（高戸加入区）……………（団体支援課） 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい者支援課） 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（ 〃 ） 2
- 熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱の一部
を改正する要綱……………（薬務衛生課） 2
- 平成 26 年度予算の要領……………（財政課） 3
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（高齢者支援課） 76
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 76
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 76
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 76
- 公有水面埋立てに伴う縦覧……………（河川課） 77
- 指定居宅サービス事業の廃止の届出……………（高齢者支援課） 78
- 指定居宅介護支援事業の廃止の届出……………（ 〃 ） 79
- 指定介護予防サービス事業の廃止の届出……………（ 〃 ） 79
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 80
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 80
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 80
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 80
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 〃 ） 80
- 都市計画事業の認可……………（都市計画課） 81
- 道路の区域変更……………（道路保全課） 81
- 道路の区域変更……………（ 〃 ） 81
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防課） 81

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（建築課） 91
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 91
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………（ 〃 ） 91
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出……………（商工振興金融課） 91
- 基本測量の終了……………（監理課） 93
- 農用地利用配分計画の認可……………（農地・農業振興課） 93
- 農用地利用配分計画の認可……………（ 〃 ） 93

登 載 依 頼

- 第 1 4 5 回熊本県都市計画審議会の開催……………（都市計画審議会） 93
- 平成 26 年度熊本近代文学館協議会の開催……………（近代文学館協議会） 94
- 平成 26 年度熊本県立図書館協議会の開催……………（図書館協議会） 95
- 定時登録における直接請求の連署基準数……………（選挙管理委員会） 95
- 定時登録における直接請求の連署基準数……………（ 〃 ） 95
- 平成 26 年度第 3 回行政文書等管理委員会の開催……………（行政文書等管理委員会） 96
- 銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部を改正する規則……………（警察本部生活安全企画課） 96
- 熊本県主要農作物奨励品種審査会の開催……………（主要農作物奨励品種審査会） 97

正 誤

- 平成 18 年 5 月 1 2 日熊本県告示第 5 2 2 号（物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領）中……………（管理調達課） 97
- 平成 26 年 3 月 3 1 日熊本県公報号外第 1 4 号目次中……………（人事課） 97
- 平成 26 年 4 月 1 5 日熊本県公報目録第 3 号中……………（県政情報文書課） 97

告 示

熊本県告示第 1 8 6 号
 漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、高戸加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったものと認めため、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第187号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ぼこあぼこ菊陽 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目10-43	合同会社オルケスタ 熊本市中央区出水一丁目1番23号 齋藤 英二	平成27年 3月1日	4352200143	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第188号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
ピッソリーノ 菊池郡大津町大字大津210	一般社団法人真功会 菊池郡大津町大津1553-3 鍋島 静也	平成27年 3月1日	4352200150	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第189号

熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱の一部を改正する要綱
熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱（平成9年熊本県告示第192号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第1条中「コインランドリーに係る営業施設の衛生措置等に関する要綱」を「コインランドリー営業施設について、施設を「コインランドリーに係る営業施設」に、「が遵守すべき措置」を「に任意の協力を求める事項」に改める。

第3条中「営業施設の構造設備等は」を「保健所長は、営業者に対し、営業施設の構造設備等について」に、「適合するものでなければならない」を「適合するよう求めるものとする」に改める。

第4条中「営業者は」を「保健所長は、営業者に対し」に、「講じなければならない」を「講じるよう求めるものとする」に改める。

第5条中「営業者は」を「保健所長は、営業者に対し」に、「努めなければならない」を「求めるものとする」に改める。

第6条第1項中「営業施設を」を「保健所長は、営業施設を」に、「は、営業施設の所在地を管轄する保健所長へ」を「に対し」に、「提出しなければならない」を「提出するよう求めるものとする」に改め、同項第1号中「コインランドリー営業開設届」を「コインランドリー営業施設開設届」に改め、同条第2項中「営業者は」を「保健所長は、営業者に対し」に、「前項において提出した」を「前項第1号の」に、「営業を」を「コインランドリー営業を」に、「営業施設の所在地を管轄する保健所長へ提出しなければならない」を「提出するよう求めるものとする」に改め、同条第3項中「又は」の次に「設備の」を加え、「による場合において」を「により行われたるものに、わかると分かる」に、「添えなければならない」を「添付するよう求めるものとする」に改め、同条第4項中「営業施設の所在地を管轄する」を削る。

第8条中「恐れ」を「おそれ」に、「当該施設」を「当該営業施設」に、「施設」を「当該営業施設」に、「指導する」を「求める」に改める。
附則第2項中「営業者」の次に「に対し、保健所長」を加え、「6ヶ月」を「6か月」に、「営業施設の所在地を管轄する保健所長へ提出しなければならない」を「提出するよう求めるものとする」に改める。

別表第3第1項第3号中「施設の」を「設備の」に改める。

別表第4第2項第3号中「伝染病」を「伝染性」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「熊本県コインランドリー営業施設衛生措置等指導要綱」を「熊本県コインランドリーに係る営業施設の衛生措置等に関する要綱」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第190号

平成26年度熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が平成27年2月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

平成27年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成26年度熊本県一般会計補正予算（第9号）

平成26年度熊本県の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25,478,394千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ720,243,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		135,552,926	5,459,393	141,012,319
	1 県 民 税	53,513,282	2,779,960	56,293,242
	2 事 業 税	22,205,387	2,025,867	24,231,254
	3 地方消費税	17,011,251	619,857	17,631,108
	4 不 動 産 税	3,171,427	709,178	3,880,605
	5 県たばこ税	2,112,347	5,901	2,118,248
	6 ゴルフ場 利 用 税	614,827	8,289	623,116
	7 自 動 車 税	1,163,442	△ 278,788	884,654
	8 軽油引取税	14,286,843	△ 628,591	13,658,252
	9 自動車税	21,265,531	211,030	21,476,561
	10 鉾 区 税	8,741	66	8,807
	11 狩 猟 税	37,366	845	38,211
	12 産業廃棄物税	162,482	5,450	167,932
	13 旧 法 に よ る 税		329	329

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	地方消費税 清算金	40,535,638	666,362	41,202,000
	1 地方消費税 清算金	40,535,638	666,362	41,202,000
3	地方譲与税	29,199,001	2,749,822	31,948,823
	1 地方法人特別 譲与税	26,581,000	2,664,918	29,245,918
	2 地方揮発油 譲与税	2,498,000	71,377	2,569,377
	3 石油ガス 譲与税	105,000	15,142	120,142
	4 航空機燃料 譲与税	15,000	△ 1,615	13,385
4	地方特例 交付金	427,000	80,849	507,849
	1 地方特例 交付金	427,000	80,849	507,849
5	地方交付税	212,872,000	6,524,533	219,396,533
	1 地方交付税	212,872,000	6,524,533	219,396,533
6	交通安全対策 特別交付金	432,000	△ 61,920	370,080
	1 交通安全対策 特別交付金	432,000	△ 61,920	370,080
7	分担金及び 負担金	4,059,297	△ 756,226	3,303,071
	1 分 担 金	614,485	△ 205,285	409,200

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 負担金	3,444,812	△ 550,941	2,893,871
8 使用料及び 手数料		8,125,358	△ 31,572	8,093,786
	1 使用料	5,058,684	△ 9,629	5,049,055
	2 手数料	3,066,674	△ 21,943	3,044,731
9 国庫支出金		113,887,560	△ 15,091,722	98,795,838
	1 国庫負担金	38,592,029	1,190,691	39,782,720
	2 国庫補助金	72,438,319	△ 15,984,077	56,454,242
	3 国庫委託金	2,857,212	△ 298,336	2,558,876
10 財産収入		2,029,717	1,818,668	3,848,385
	1 財産運用 収入	1,049,636	806	1,050,442
	2 財産売払 収入	980,081	1,817,862	2,797,943
11 寄附金		117,941	52,031	169,972
	1 寄附金	117,941	52,031	169,972
12 繰入金		57,269,778	△ 27,996,031	29,273,747
	1 特別会計 繰入金	674,428	390,107	1,064,535

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 基金繰入金	56,595,350	△ 28,386,138	28,209,212
13 繰越金		4,094,612	8,729,585	12,824,197
	1 繰越金	4,094,612	8,729,585	12,824,197
14 諸収入		35,035,920	△ 1,875,712	33,160,208
	1 延滞金、加算金 及び過料等	396,931	△ 111,258	285,673
	2 県預金利子	58,079	26,000	84,079
	3 貸付金 元利収入	22,296,998	△ 1,220,877	21,076,121
	4 受託事業 収入	1,262,502	△ 418,376	844,126
	5 収益事業 収入	3,902,424	△ 384,173	3,518,251
	6 利子割 精算金収入	6,207	△ 5,385	822
	7 雑 入	7,112,779	238,357	7,351,136
15 県 債		102,082,800	△ 5,746,454	96,336,346
	1 県 債	102,082,800	△ 5,746,454	96,336,346
歳 入 合 計		745,721,548	△ 25,478,394	720,243,154

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議 会 費	1,401,419	△ 15,967	1,385,452
	1 議 会 費	1,401,419	△ 15,967	1,385,452
2	総 務 費	32,695,833	7,715,001	40,410,834
	1 総務管理費	11,449,176	7,959,224	19,408,400
	2 企 画 費	7,377,259	△ 58,308	7,318,951
	3 徴 税 費	6,323,594	35,616	6,359,210
	4 市 町 村 振 興 費	3,250,652	△ 192,065	3,058,587
	5 選 挙 費	1,382,666	660	1,383,326
	6 防 災 費	1,976,007	△ 62,973	1,913,034
	7 統計調査費	621,206	△ 26,418	594,788
	8 人 事 委 員 会 費	157,818	22,704	180,522
	9 監査委員費	157,455	36,561	194,016
3	民 生 費	94,120,586	△ 2,150,092	91,970,494
	1 社会福祉費	61,688,386	△ 1,150,393	60,537,993

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	27,009,248	△ 990,703	26,018,545
	3 生活保護費	5,285,724	583	5,286,307
	4 災害救助費	137,228	△ 9,579	127,649
4 衛生費		59,131,721	△ 2,000,008	57,131,713
	1 公衆衛生費	39,601,338	△ 1,343,813	38,257,525
	2 環境衛生費	16,620,547	△ 518,968	16,101,579
	3 保健所費	1,676,380	54,506	1,730,886
	4 医薬費	1,233,456	△ 191,733	1,041,723
5 労働費		4,697,790	△ 239,530	4,458,260
	1 労政費	199,136	△ 3,226	195,910
	2 職業訓練費	1,567,676	△ 212,389	1,355,287
	3 失業対策費	2,824,950	△ 22,284	2,802,666
	4 労働委員会費	106,028	△ 1,631	104,397
6 農水産業林費		65,024,724	△ 11,125,278	53,899,446
	1 農業費	19,684,705	△ 4,314,932	15,369,773

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	2 畜産業費	4,125,458	△ 161,373	3,964,085
	3 農地費	18,263,111	△ 3,980,535	14,282,576
	4 林業費	15,834,924	△ 2,302,254	13,532,670
	5 水産業費	7,116,526	△ 366,184	6,750,342
7 商工費		28,707,230	△ 1,735,228	26,972,002
	1 商業費	23,098,900	△ 1,310,269	21,788,631
	2 工鉱業費	5,048,868	△ 436,863	4,612,005
	3 観光費	559,462	11,904	571,366
8 土木費		83,783,398	△ 11,211,136	72,572,262
	1 土木管理費	2,481,412	△ 29,632	2,451,780
	2 道路橋りょう費	37,492,179	△ 4,529,471	32,962,708
	3 河川海岸費	29,759,430	△ 4,447,853	25,311,577
	4 港湾費	5,727,022	△ 318,627	5,408,395
	5 都市計画費	6,256,249	△ 1,644,995	4,611,254
	6 住宅費	2,067,106	△ 240,558	1,826,548

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	警察費	36,966,899	544,318	37,511,217
	1 警察管理費	33,133,313	574,541	33,707,854
	2 警察活動費	3,833,586	△ 30,223	3,803,363
10	教育費	172,363,937	△ 2,817,730	169,546,207
	1 教育総務費	31,332,777	△ 363,625	30,969,152
	2 小学校費	59,352,456	△ 868,808	58,483,648
	3 中学校費	34,071,726	△ 403,640	33,668,086
	4 高等学校費	30,080,885	△ 720,345	29,360,540
	5 特別支援 学校費	11,240,913	△ 15,368	11,225,545
	6 社会教育費	3,321,635	△ 414,620	2,907,015
	7 保健体育費	2,072,629	△ 31,324	2,041,305
11	災害復旧費	4,062,565	△ 1,760,332	2,302,233
	1 農林水産業 災害復旧費	1,301,686	△ 658,753	642,933
	2 土木災害 復旧費	2,760,309	△ 1,101,579	1,658,730
12	公債費	115,421,883	△ 2,322,692	113,099,191

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 公債費	115,421,883	△ 2,322,692	113,099,191
13 諸支出金		47,143,563	1,640,280	48,783,843
	1 繰出金	4,694,163	△ 31,903	4,662,260
	2 ゴルフ場利用税 交付金	430,379	15,784	446,163
	3 自動車取得税 交付金	829,229	△ 192,397	636,832
	4 利子割金 交付金	388,628	△ 76,668	311,960
	5 利子割金 精算	554	20	574
	6 地方消費税 清算金	16,703,456	676,544	17,380,000
	7 地方消費税 交付金	20,383,252	338,748	20,722,000
	8 配当割金 交付金	558,198	568,837	1,127,035
	9 株式等譲渡 所得割交付金	62,678	1,062,856	1,125,534
	10 軽油引取税 交付金	3,093,026	△ 721,541	2,371,485
	歳出合計	745,721,548	△ 25,478,394	720,243,154

第 2 表 繰越明許費補正			
1 追 加			
款	項	金 額	
		千円	
1 総 務 費		141,497	
	1 企 画 費	141,497	
合 計		141,497	
2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 民 生 費		千円 981,000	千円 1,224,600
	1 社会福祉費	476,000	598,600
	2 児童福祉費	505,000	626,000
2 衛 生 費		1,227,000	1,687,321
	1 公衆衛生費	1,165,000	1,595,321
	2 医 薬 費	62,000	92,000
3 農 林 水 産 業 費		6,479,000	6,682,000
	1 林 業 費	4,910,000	5,063,000
	2 水 産 業 費	1,569,000	1,619,000
合 計		8,687,000	9,593,921

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 地域振興局局長宿舎等賃借	平成27年度	千円 15,820
2 東京事務所職員宿舎等賃借	平成27年度 ～平成28年度	74,620
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	66,227 8,393
3 銀座熊本館運營業務	平成27年度	2,000
4 通訳等業務	平成27年度	16,559
5 県費留学生宿舎等賃借	平成27年度	520
6 くまモン利用許諾審査業務	平成27年度	26,807
7 自動車税納付促進広報業務	平成27年度	3,372
8 選挙関係業務	平成27年度	12,632
9 防災消防ヘリコプター運航等業務	平成27年度	205,542
10 職員等採用試験案内作成業務	平成27年度	889
11 ひとり親家庭等学習支援・交流事業	平成27年度	11,140
12 消費者の暮らしを守る生活再生支援事業	平成27年度	9,908
13 消費生活センター機能強化事業	平成27年度	600
14 水俣病総合対策事業等委託業務	平成27年度	203,066

事 項	期 間	限 度 額
15 しごと相談・支援センター施設賃借	平成27年度	千円 2,196
16 中小企業と留学生とのマッチング支援事業	平成27年度	1,438
17 産業人材強化相談窓口運營業務	平成27年度	9,006
18 身体障がい者委託訓練業務	平成27年度 ～平成28年度	9,278
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	4,639 4,639
19 障害者就業・生活支援センター運營業務	平成27年度	33,440
20 若年無業者就労促進事業	平成27年度	7,103
21 ジョブカフェくまもと施設賃借	平成27年度	4,638
22 ジョブカフェくまもと関係業務	平成27年度	2,609
23 高卒未就職者フォロー事業	平成27年度	3,106
24 戦略産業雇用創造プロジェクト事業	平成27年度	67,684
25 アジアマーケット開発支援拠点設置事業	平成27年度	8,645
26 県低利預託基金貸付金	平成27年度	98,000
27 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人 農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価 格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協 会に対しその不足額を補助する支払保証	平成26年度 ～平成27年度	321,788
28 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人 農畜産業振興機構に対して支払う契約指定野 菜安定供給資金に不足を生じた場合、県が協 会に対しその不足額を補助する支払保証	平成26年度 ～平成27年度	1,971

事 項	期 間	限 度 額
29 畜産経営技術高度化推進事業	平成27年度	千円 7,114
30 中央家畜保健衛生所移転業務	平成27年度	5,325
31 国営土地改良事業負担金	平成27年度 ～平成38年度	5,868
	年次別内訳	
	平成27年度	34
	平成28年度	34
	平成29年度	580
	平成30年度	580
	平成31年度	580
	平成32年度	580
	平成33年度	580
	平成34年度	580
	平成35年度	580
	平成36年度	580
平成37年度	580	
平成38年度	580	
32 総合評価方式事前登録審査業務	平成27年度	3,864
33 森づくりボランティアネット運営業務	平成27年度	9,387
34 水産動物種苗生産等水産振興業務	平成27年度	150,883
35 生食用カキ検査業務	平成27年度	6,266
36 クマモト・オイスター種苗生産業務	平成27年度	33,467
37 物産展示場施設賃借	平成27年度	7,695
38 くまモン隊管理運営事業	平成27年度	100,430
39 熊本広西館運営業務	平成27年度	18,425
40 大阪事務所職員宿舍等賃借	平成27年度	15,057

事 項	期 間	限 度 額
41 福岡事務所職員宿舍等賃借	平成27年度	千円 11,521
42 オープンイノベーション推進事業	平成27年度	5,554
43 インキュベーション施設運営事業	平成27年度	16,717
44 フォレスト推進団体運営事業	平成27年度	8,296
45 計量検定業務	平成27年度	15,310
46 九州観光推進機構派遣職員宿舍賃借	平成27年度	672
47 鞠智城国営公園化PR事業	平成27年度	18,260
48 水防テレメーター観測局用地賃借	平成27年度	17
49 交番・駐在所等賃借	平成27年度	22,841
50 公立学校初任者研修バス賃借	平成27年度	924
51 校長宿舍等賃借	平成27年度	2,160
52 県立学校用地等賃借	平成27年度	957
53 電話相談室賃借	平成27年度	540

2 変 更				
事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	平成27年度	千円 56,368	平成27年度	千円 83,536
2 首都圏広報業務	平成27年度	10,002	平成27年度	16,502
3 保健・医療・福祉関係業務	平成27年度	18,301	平成27年度	836,436
4 医療施設耐震化整備事業	平成27年度	498,671	平成27年度 ～平成28年度	936,789
			年次別内訳 平成27年度 平成28年度	687,452 249,337
5 離職者訓練等委託業務	平成27年度	127,855	平成27年度 ～平成28年度	229,135
			年次別内訳 平成27年度 平成28年度	178,495 50,640
6 警察関係業務	平成27年度 ～平成28年度	630,222	平成27年度 ～平成28年度	683,905
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	547,722 82,500	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	601,405 82,500
7 熊本時習館構想関連事業	平成27年度	22,296	平成27年度	35,010
8 県有施設等管理業務	平成27年度 ～平成31年度	2,606,317	平成27年度 ～平成31年度	3,237,134
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	2,097,843 213,767 213,827 41,045 39,835	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	2,701,408 229,476 225,168 41,247 39,835

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
9 給食業務	平成27年度 ～平成28年度	千円 108,089	平成27年度 ～平成28年度	千円 147,203
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	86,549 21,540	年次別内訳 平成27年度 平成28年度	125,663 21,540
10 情報処理関連業務	平成27年度 ～平成32年度	863,297	平成27年度 ～平成32年度	1,627,915
	年次別内訳 平成27年度	288,802	年次別内訳 平成27年度	1,023,374
	平成28年度	172,378	平成28年度	187,303
	平成29年度	144,478	平成29年度	159,403
	平成30年度	133,283	平成30年度	133,381
	平成31年度	97,156	平成31年度	97,254
	平成32年度	27,200	平成32年度	27,200
11 事務機器等賃借	平成27年度 ～平成34年度	1,912,029	平成27年度 ～平成34年度	2,140,207
	年次別内訳 平成27年度	349,171	年次別内訳 平成27年度	540,280
	平成28年度	367,199	平成28年度	384,819
	平成29年度	365,713	平成29年度	379,930
	平成30年度	364,710	平成30年度	367,985
	平成31年度	295,422	平成31年度	297,379
	平成32年度	103,173	平成32年度	103,173
	平成33年度	44,366	平成33年度	44,366
平成34年度	22,275	平成34年度	22,275	

第4表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>単 県 港 湾 整 備 費 事 業</p>	<p>千円 397,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 1,718,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 1,182,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	546,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	376,000			
農地防災国庫補助事業費	289,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	165,000			
湛水防除国庫補助事業費	484,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還 等	388,000			
造林国庫補助事業費	285,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	ただし、県	209,000			
林道国庫補助事業費	745,000	の地方公共団	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	507,000			
治山国庫補助事業費	2,461,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	還をなし、又	1,879,000			
保安林整備国庫補助事業費	195,000	(その他)	においては、	は借換えをす ることができ	183,000			
漁港国庫補助事業費	687,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	る。	631,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	5,378,000	一部又は全部	率)		4,563,000			
道路維持国庫補助事業費	2,775,000	を翌年度以降 に繰り下げて			2,149,000			
河川国庫補助事業費	5,615,000	借り入れるこ とができる。			4,071,000			
砂防国庫補助事業費	2,954,000	発行価格が			2,834,000	(補正前に同じ)		
河川海岸保全国庫補助事業費	291,000	額面金額を下 回るときは、			189,000			
港湾建設国庫補助事業費	591,000	その発行差額			506,000			
街路国庫補助事業費	943,000	をうめるため			568,000			
都市公園整備事業費	244,000	必要な金額を 加算した額を			198,000			
公営住宅建設事業費	442,000	限度額とする ことができる。			354,000			
空港直轄事業金負担金	155,000				160,000			
農地海岸直轄事業金負担金	397,000				368,000			
道路直轄事業金負担金	4,811,000				4,001,000			
河川直轄事業金負担金	3,423,000				3,224,000			
砂防直轄事業金負担金	255,000				116,000			
港湾直轄事業金負担金	866,000				801,000			
耕地災害過年発生国庫補助事業費	1,000							

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
治山災害現年 発生国庫費 補助事業費	千円 2,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円			
治山災害過年 発生国庫費 補助事業費	67,000	方公共団体金 融機関、会社、	(ただし、 利率見直	半年賦元利 均等償還又は	38,000			
公共土木現年 発生国庫費 補助事業費	502,000	その他 (借入方法)	し方式で 借り入れ	元金均等償還、 満期一括償還	200,000			
公共土木過年 発生国庫費 補助事業費	403,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	等 ただし、県	303,000			
産業廃棄物場 最終処分場 整備事業費	1,765,000	の地方公共団 体との共同発	利率の見 直しを行	財政の都合に より、繰上償	1,790,000			
家畜保健衛生所 整備事業費	700,000	行を含む。 (その他)	った後に おいては、	還をなし、又 は借換えをす	608,000	(補正前に同じ)		
水産施設 整備事業費	18,000	工事その他	当該見直	ることができ	8,000			
水産研究センター 整備事業費	89,000	の都合により、 一部又は全部	し後の利 率)	る。	86,000			
単 県 道 路 整備事業費	6,098,000	を翌年度以降			5,909,000			
単 県 河 川 整備事業費	1,403,000	に繰り下げて 借り入れるこ			1,365,000			
天 草 空 港 整備事業費	300,000	とができる。			396,000			
県立高等学校 整備事業費	1,959,000	発行価格が 額面金額を下			1,707,000			
公共土木現年 発生単県災害 復旧事業費	18,000	回るときは、 その発行差額			13,000			
臨時財政対策債	47,700,000	をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			49,386,546			
計	97,575,000				91,431,546			

平成26年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ856,978千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,274,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		3,738	△ 1,861	1,877
	1 一般会計 繰入金	3,738	△ 1,861	1,877
2 繰越金		134,679	△ 44,178	90,501
	1 繰越金	134,679	△ 44,178	90,501
3 諸収入		1,832,852	△ 650,939	1,181,913
	1 貸付金 元利収入	1,832,852	△ 652,570	1,180,282
	2 雑入		1,631	1,631
4 県債		160,000	△ 160,000	
	1 県債	160,000	△ 160,000	
歳入合計		2,131,269	△ 856,978	1,274,291

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		342,221	△ 231,765	110,456
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	342,221	△ 231,765	110,456
2 公 債 費		1,268,132	△ 434,191	833,941
	1 公 債 費	1,268,132	△ 434,191	833,941
3 諸 支 出 金		520,916	△ 191,022	329,894
	1 繰 出 金	520,916	△ 191,022	329,894
歳 出 合 計		2,131,269	△ 856,978	1,274,291

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 振 興 資 金 貸 付 事 業 費	千円 160,000	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付 金の借入れ	年4.1% 以 内	据置期間を 含め20年以内 年賦元金均 等償還	千円			

平成26年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,688,000	79,000	2,767,000
	1 証紙収入	2,688,000	79,000	2,767,000
2 繰越金		312,000	△ 79,000	233,000
	1 繰越金	312,000	△ 79,000	233,000
歳 入 合 計		3,000,000		3,000,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		3,000,000		3,000,000
	I 繰 出 金	3,000,000		3,000,000
歳 出 合 計		3,000,000		3,000,000

平成26年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245,424千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		154,902	23	154,925
	1 財産運用収入	137	23	160
歳 入 合 計		245,401	23	245,424

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		245,401	23	245,424
	1 高等学校費	245,401	23	245,424
歳 出 合 計		245,401	23	245,424

平成26年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,727千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,082,817千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び 手数料		617,702	17,944	635,646
	1 使用料	617,702	17,944	635,646
2 繰入金		1,304,475	△ 17,217	1,287,258
	1 一般会計 繰入金	1,304,475	△ 17,217	1,287,258
3 県 債		1,002,000	1,000	1,003,000
	1 県 債	1,002,000	1,000	1,003,000
歳 入 合 計		3,081,090	1,727	3,082,817

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		757,665	17,944	775,609
	1 港湾費	757,665	17,944	775,609
2 公債費		2,323,425	△ 16,217	2,307,208
	1 公債費	2,323,425	△ 16,217	2,307,208
歳 出 合 計		3,081,090	1,727	3,082,817

第 2 表 債務負担行為補正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成27年度 ～平成31年度	千円 10,875	平成27年度 ～平成31年度	千円 23,695
	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	10,134 202 202 202 135	年次別内訳 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度	22,954 202 202 202 135

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
港湾整備費	千円	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができない。	千円				
	1,002,000	(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回る時は、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。			1,003,000				(補正前に同じ)

平成26年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ357,152千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ495,094千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		6,495	357,152	363,647
	1 財産運用収入	6,495	△ 1,700	4,795
	2 財産売却収入		358,852	358,852
2 繰入金		48,144	157	48,301
	1 基金繰入金	48,144	157	48,301
3 繰越金		83,303	△ 157	83,146
	1 繰越金	83,303	△ 157	83,146
歳 入 合 計		137,942	357,152	495,094

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		81,188	△ 1,700	79,488
	1 港 湾 費	81,188	△ 1,700	79,488
2 諸 支 出 金			358,852	358,852
	1 繰 出 金		358,852	358,852
歳 出 合 計		137,942	357,152	495,094

平成26年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ49,407千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,357,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		67,147	40,183	107,330
	1 基金繰入金	67,147	40,183	107,330
2 繰越金		436,681	△ 77,374	359,307
	1 繰越金	436,681	△ 77,374	359,307
3 諸収入		661,162	△ 12,216	648,946
	1 貸付金 元利収入	661,162	△ 12,216	648,946
歳入合計		1,407,200	△ 49,407	1,357,793
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教育費		1,407,200	△ 49,407	1,357,793
	1 育英資金	1,407,200	△ 49,407	1,357,793
歳出合計		1,407,200	△ 49,407	1,357,793

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成27年度	千円 1,124

平成26年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240,001千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,595千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		585	43	628
	1 一般会計 繰入金	585	43	628
2 繰越金		224,619	△ 220,295	4,324
	1 繰越金	224,619	△ 220,295	4,324
3 諸収入		89,392	△ 19,749	69,643
	1 貸付金 元利収入	89,392	△ 19,749	69,643
歳 入 合 計		314,596	△ 240,001	74,595

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 費		314,324	△ 240,000	74,324
	1 林 業 改 善 資 金	314,324	△ 240,000	74,324
2 公 債 費		136	△ 136	
	1 公 債 費	136	△ 136	
3 諸 支 出 金		136	135	271
	1 繰 出 金	136	135	271
歳 出 合 計		314,596	△ 240,001	74,595

平成26年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,985千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	繰入金	2,259	301	2,560
	1 一般会計 繰入金	2,259	301	2,560
2	繰越金	47,261	△ 301	46,960
	1 繰越金	47,261	△ 301	46,960
歳 入 合 計		156,985		156,985
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	農水産業 林業費	156,985		156,985
	1 沿岸漁業 改善資金	156,985		156,985
歳 出 合 計		156,985		156,985

平成26年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105,812千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203,687千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		109,222	△ 5,812	103,410
	1 繰越金	109,222	△ 5,812	103,410
2 諸収入		200,277	△ 100,000	100,277
	1 貸付金 元利収入	200,277	△ 100,000	100,277
歳 入 合 計		309,499	△ 105,812	203,687

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		200,277	△ 100,000	100,277
	1 市町村振興 資 金	200,277	△ 100,000	100,277
2 諸支出金		109,222	△ 5,812	103,410
	1 繰 出 金	109,222	△ 5,812	103,410
歳 出 合 計		309,499	△ 105,812	203,687

平成26年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180,027千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,957,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	1,720,343	△ 55,703	1,664,640
	1 負担金	1,720,343	△ 55,703	1,664,640
2	国庫支出金	615,000	△ 111,170	503,830
	1 国庫補助金	615,000	△ 111,170	503,830
3	繰入金	372,226	△ 1,836	370,390
	1 一般会計繰入金	372,226	△ 1,836	370,390
4	繰越金	102,555	22,356	124,911
	1 繰越金	102,555	22,356	124,911
5	諸収入	7,500	△ 674	6,826
	1 雑入	7,500	△ 674	6,826
6	県債	319,800	△ 33,000	286,800
	1 県債	319,800	△ 33,000	286,800
	歳入合計	3,137,424	△ 180,027	2,957,397

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		2,418,822	△ 175,401	2,243,421
	1 流 域 下 水 道 費	2,418,822	△ 175,401	2,243,421
2 公 債 費		709,647	△ 4,289	705,358
	1 公 債 費	709,647	△ 4,289	705,358
3 諸 支 出 金		8,955	△ 337	8,618
	1 繰 出 金	8,955	△ 337	8,618
歳 出 合 計		3,137,424	△ 180,027	2,957,397

第2表 債務負担行為補正		
追 加		
事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道管理運營業務	平成27年度	千円 19,744

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部 流域下水道 事業費	千円 151,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円 131,000			
球磨川上流 流域下水道 事業費	24,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			18,000	(補 正 前 に 同 じ)		
八代北部 流域下水道 事業費	99,000			ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	92,000			
計	274,000				241,000			

平成26年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104,337千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ264,721千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		26,966	76,281	103,247
	1 財産売払収入		76,281	76,281
2 繰入金		25,078	△ 4,000	21,078
	1 一般会計繰入金	25,078	△ 4,000	21,078
3 繰越金		46,340	61,056	107,396
	1 繰越金	46,340	61,056	107,396
4 県債		62,000	△ 29,000	33,000
	1 県債	62,000	△ 29,000	33,000
歳入合計		160,384	104,337	264,721

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		65,713	△ 4,000	61,713
	1 工 鉱 業 費	65,713	△ 4,000	61,713
2 公 債 費		77,538	△ 36,511	41,027
	1 公 債 費	77,538	△ 36,511	41,027
3 諸 支 出 金		17,133	144,848	161,981
	1 繰 出 金	17,133	144,848	161,981
歳 出 合 計		160,384	104,337	264,721

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用 地 造 成 費 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円	(補 正 前 に 同 じ)		
	62,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	33,000			

平成26年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,898,061千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,663,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 水保湾堆積 汚泥処理費 事業費		859,875	120,257	980,132
	1 分担金及び 負担金	859,875	120,257	980,132
2 ち貸ッソ 付費		2,812,158	325,993	3,138,151
	1 諸 収 入	2,812,158	325,993	3,138,151
3 支援措置費		5,196,588	△ 563,155	4,633,433
	1 国庫支出金	3,320,855	△ 446,250	2,874,605
	2 繰 入 金	1,047,733	△ 4,905	1,042,828
	3 県 債	828,000	△ 112,000	716,000
4 一時金 支払関係 支費		620,232	7,014,966	7,635,198
	1 財産収入		7,007,700	7,007,700
	2 諸 収 入		7,266	7,266
歳 入 合 計		9,765,120	6,898,061	16,663,181

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	水俣湾堆積物処理事業費	1,347,867		1,347,867
	1 公 債 費	1,347,867		1,347,867
2	手 貸 付 ソ 費	5,645,021		5,645,021
	1 公 債 費	5,645,021		5,645,021
3	支援措置費	1,875,733	△ 116,905	1,758,828
	1 環 境 費	828,000	△ 112,000	716,000
	2 公 債 費	1,047,733	△ 4,905	1,042,828
4	一 時 金 係 支 払 関 援 費	620,232	7,014,966	7,635,198
	1 環 境 費		5,962,721	5,962,721
	2 公 債 費	620,232	1,051,155	1,671,387
	3 諸 支 出 金		1,090	1,090
歳 出 合 計		9,765,120	6,898,061	16,663,181

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 828,000	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め20年以内 半年賦元利 均等償還等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 716,000				(補 正 前 に 同 じ)

平成26年度熊本県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成26年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ444,765千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,360,832千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	236,551	21,138	257,689
	1 財産運用収入	236,551	21,138	257,689
2	繰入金	44,145,292	△ 465,903	43,679,389
	1 一般会計繰入金	39,905,292	△ 465,903	39,439,389
歳 入 合 計		90,805,597	△ 444,765	90,360,832

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		90,805,597	△ 444,765	90,360,832
	1 公 債 費	90,805,597	△ 444,765	90,360,832
歳 出 合 計		90,805,597	△ 444,765	90,360,832

第 2 表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
情報処理関連業務	平成27年度	千円	173

平成 26 年度熊本県就農支援資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度熊本県の就農支援資金貸付特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58,399 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 282,727 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		130	87	217
	1 一般会計繰入金	130	87	217
2 繰越金		70,016	33,071	103,087
	1 繰越金	70,016	33,071	103,087
3 諸収入		154,182	25,241	179,423
	1 貸付金元利収入	154,182	25,241	179,423
歳入合計		224,328	58,399	282,727

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業林費		170,130	△ 23,954	146,176
	1 就農支援金	170,130	△ 23,954	146,176
2 諸支出金		18,066	82,353	100,419
	1 繰出金	18,066	82,353	100,419
歳出合計		224,328	58,399	282,727

平成26年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成26年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,643,252千円	11,220千円	1,654,472千円
第2項 営業外収益	36,780千円	11,220千円	48,000千円
	支 出		
第1款 事業費	1,807,815千円	29,362千円	1,837,177千円
第1項 営業費用	1,458,326千円	29,362千円	1,487,688千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「973,102千円」を「958,606千円」に、「72,244千円」を「71,211千円」に、「900,858千円」を「887,395千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	549,489千円	245千円	549,734千円
第3項 荒瀬ダム関連 交付金等	152,935千円	245千円	153,180千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,522,591千円	△14,251千円	1,508,340千円
第1項 建設改良費	1,118,790千円	△14,251千円	1,104,539千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	595,170千円	14,003千円	609,173千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成27年度	千円 4,697
企業局所有施設等管理業務	平成27年度	13,070
情報処理関連業務	平成27年度	603
事務機器等賃借	平成27年度 ～平成29年度	307
	年次別内訳	
	平成27年度	166
	平成28年度	130
	平成29年度	11

平成26年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成26年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,135,791千円	△2,582千円	1,133,209千円
第2項 営業外収益	398,738千円	△2,582千円	396,156千円
支 出			
第1款 事業費	1,207,600千円	△8,272千円	1,199,328千円
第1項 営業費用	1,042,995千円	△2,832千円	1,040,163千円
第2項 営業外費用	132,249千円	△2,833千円	129,416千円
第3項 特別損失	25,356千円	△2,607千円	22,749千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「50,119千円」を「126,252千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	743,959千円	2,887千円	746,846千円
第3項 補助金	139,653千円	2,887千円	142,540千円
支 出			
第1款 資本的支出	794,078千円	79,020千円	873,098千円
第3項 長期借入金償還金	369,437千円	8,020千円	377,457千円
第4項 他会計への繰出金	0千円	71,000千円	71,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	89,409千円	△4,749千円	84,660千円

(他会計からの補助金)

第 5 条 予算第 8 条中「216,677千円」を「217,532千円」に改める。

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成 2 7 年度	千円 1,147
企業局所有施設等管理業務	平成 2 7 年度	11,097

平成26年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成26年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度熊本県有料駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	146,904千円	△339千円	146,565千円
第2項 営業外収益	2,624千円	△339千円	2,285千円
	支 出		
第1款 事業費	96,449千円	△4,167千円	92,282千円
第1項 営業費用	79,521千円	△3,788千円	75,733千円
第3項 特別損失	5,798千円	△379千円	5,419千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	14,994千円	△3,807千円	11,187千円

（債務負担行為）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
有料駐車場事業関係業務	平成27年度	千円 396
企業局所有施設等管理業務	平成27年度	2,003
事務機器等賃借	平成27年度	79

平成26年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成26年度熊本県病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成26年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（ 計 ）
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,645,301千円	△52,714千円	1,592,587千円
第1項 医 業 収 益	845,755千円	△52,714千円	793,041千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,678,029千円	△39,698千円	1,638,331千円
第1項 医 業 費 用	1,546,282千円	△39,698千円	1,506,584千円

（債務負担行為）

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成27年度	千円 14,817
情報処理関連業務	平成27年度	7,156

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	934,670千円	13,730千円	948,400千円

平成26年度熊本県一般会計補正予算(第10号)

平成26年度熊本県の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,975,893千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ763,697,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 地方譲与税		29,199,001	660	29,199,661
	1 地方法人特別 譲与税	26,581,000	660	26,581,660
2 地方交付税		212,872,000	320,538	213,192,538
	1 地方交付税	212,872,000	320,538	213,192,538
3 分担金及び 負担金		4,059,297	486,787	4,546,084
	1 分 担 金	614,485	141,250	755,735
	2 負 担 金	3,444,812	345,537	3,790,349
4 国庫支出金		113,887,560	13,272,688	127,160,248
	1 国庫補助金	72,438,319	13,272,688	85,711,007
5 繰 入 金		57,269,778	40,100	57,309,878
	1 基金繰入金	56,595,350	40,100	56,635,450
6 諸 収 入		35,035,920	731,120	35,767,040
	1 雑 入	7,112,779	731,120	7,843,899
7 県 債		102,082,800	3,124,000	105,206,800

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	1 県 債	102,082,800	3,124,000	105,206,800
歳 入	合 計	745,721,548	17,975,893	763,697,441

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		32,695,833	2,410,202	35,106,035
	1 企 画 費	7,377,259	2,394,417	9,771,676
	2 市 振 興 村 費	3,250,652	15,785	3,266,437
2 民 生 費		94,120,586	586,490	94,707,076
	1 社会福祉費	61,688,386	245,570	61,933,956
	2 児童福祉費	27,009,248	54,830	27,064,078
	3 生活保護費	5,285,724	286,090	5,571,814
3 衛 生 費		59,131,721	1,620,281	60,752,002
	1 公衆衛生費	39,601,338	1,590,613	41,191,951
	2 環境衛生費	16,620,547	29,668	16,650,215
4 労 働 費		4,697,790	131,956	4,829,746
	1 労 政 費	199,136	24,401	223,537
	2 職業訓練費	1,567,676	29,000	1,596,676
	3 失業対策費	2,824,950	78,555	2,903,505

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 農水産業林費		65,024,724	8,193,354	73,218,078
	1 農業費	19,684,705	2,539,502	22,224,207
	2 畜産業費	4,125,458	1,256,430	5,381,888
	3 農地費	18,263,111	1,780,528	20,043,639
	4 林業費	15,834,924	2,222,868	18,057,792
	5 水産業費	7,116,526	394,026	7,510,552
6 商工費		28,707,230	324,405	29,031,635
	1 商業費	23,098,900	116,225	23,215,125
	2 工鉱業費	5,048,868	128,552	5,177,420
	3 観光費	559,462	79,628	639,090
7 土木費		83,783,398	4,620,652	88,404,050
	1 土木管理費	2,481,412	60,857	2,542,269
	2 道橋りょう路費	37,492,179	957,880	38,450,059
	3 河川海岸費	29,759,430	2,251,545	32,010,975
	4 港湾費	5,727,022	1,350,370	7,077,392

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
8 教育費		172,363,937	22,184	172,386,121
	1 教育総務費	31,332,777	22,184	31,354,961
9 災害復旧費		4,062,565	66,369	4,128,934
	1 農林水産業 災害復旧費	1,301,686	66,369	1,368,055
歳出合計		745,721,548	17,975,893	763,697,441

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 2,410,202
	1 企 画 費	2,394,417
	2 市町村振興費	15,785
2 民 生 費		286,090
	1 生活保護費	286,090
3 労 働 費		131,956
	1 労 政 費	24,401
	2 職 業 訓 練 費	29,000
	3 失 業 対 策 費	78,555
4 商 工 費		324,405
	1 商 業 費	116,225
	2 工 鉱 業 費	128,552
	3 観 光 費	79,628
合	計	3,152,653

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 民 生 費		千円 981,000	千円 1,280,147
	1 社 会 福 祉 費	476,000	720,317
	2 児 童 福 祉 費	505,000	559,830
2 衛 生 費		2,478,000	4,098,281
	1 公 衆 衛 生 費	1,165,000	2,755,613
	2 環 境 衛 生 費	1,313,000	1,342,668
3 農 林 水 産 業 費		10,917,244	18,380,096
	1 農 業 費	811,244	2,620,244
	2 畜 産 業 費	252,000	1,508,430
	3 農 地 費	3,375,000	5,155,528
	4 林 業 費	4,910,000	7,132,868
	5 水 産 業 費	1,569,000	1,963,026
4 土 木 費		38,557,000	42,760,227
	1 土 木 管 理 費	513,000	573,857
	2 道 路 橋 り よ う 費	15,941,000	16,641,000
	3 河 川 海 岸 費	19,692,000	21,784,000
	4 港 湾 費	2,411,000	3,761,370
5 教 育 費		1,118,000	1,140,184

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
	1 教 育 総 務 費	千円 1,118,000	千円 1,140,184
6 災 害 復 旧 費		310,000	353,000
	1 農 林 水 産 業 費 災 害 復 旧 費	310,000	353,000
合	計	54,361,244	68,011,935

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>障がい者福祉施設整備事業費</p> <p>保護施設整備事業費</p>	<p>千円</p> <p>64,000</p> <p>95,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回る時は、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ。</p>
<p>計</p>	<p>159,000</p>			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	1,718,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	1,983,000			
農地防災国庫補助事業費	289,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	300,000			
治水防除国庫補助事業費	484,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	650,000			
林道国庫補助事業費	745,000	(借入方法) 証書借入又	借り入れ る資金に	満期一括償還 等	763,000			
治山国庫補助事業費	2,461,000	は証券発行(他	ついで、	ただし、県	2,536,000			
漁港国庫補助事業費	687,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	721,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	5,378,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	5,565,000			(補正前に同じ)
道路維持国庫補助事業費	2,775,000	(その他) 工事その他	においては	は借換えをす ることができ	2,896,000			
河川国庫補助事業費	5,615,000	の都合により、	当該見直 し後の利	る。	6,534,000			
港湾建設国庫補助事業費	591,000	一部又は全部	率)		1,305,000			
道路直轄事業負担金	4,811,000	を翌年度以降			5,068,000			
河川直轄事業負担金	3,423,000	に繰り下げて 借り入れるこ とができる。			3,582,000			
治山災害過年度発生国庫補助事業費	67,000	発行価格が			89,000			
単県河川整備事業費	1,403,000	額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,420,000			
計	30,447,000				33,412,000			

平成26年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成26年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,152,424千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		1,720,343	3,750	1,724,093
	1 負担金	1,720,343	3,750	1,724,093
2 国庫支出金		615,000	7,500	622,500
	1 国庫補助金	615,000	7,500	622,500
3 繰越金		102,555	750	103,305
	1 繰越金	102,555	750	103,305
4 県 債		319,800	3,000	322,800
	1 県 債	319,800	3,000	322,800
歳 入 合 計		3,137,424	15,000	3,152,424

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		2,418,822	15,000	2,433,822
	1 流 域 下 水 道 費	2,418,822	15,000	2,433,822
歳 出 合 計		3,137,424	15,000	3,152,424

第 2 表 繰越明許費補正

変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 土 木 費		805,000	820,000
	1 流 域 下 水 道 費	805,000	820,000
合 計		805,000	820,000

第 3 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
球 川 上 流 流 磨 下 水 事 域 業 費 道 費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	千円				
	24,000				27,000	(補 正 前 に 同 じ)			